

## 【目次】

- 年末調整も間近！ 税制改正をふまえた今年のポイント
- 企業の新たな魅力づくり 第3回 【著者／株式会社 クラーク総研】
- 給与計算の実務
- 札幌信用金庫より商品案内 『アクティブ』『ビル85』

2007.10.20発行

## 年末調整も間近！

## 税制改正をふまえた今年のポイント

秋に入り、今年も年末調整の時期が近づいてきました。

年末調整の事務担当の方々にとっては重要なイベントを向かえるわけですが、ここでは平成19年の税制改正の項目など、今年の年末調整の注意点をいくつか挙げて解説していきます。

## ■ 地震保険料控除の創設

今年から以下のとおり改正が行われました。

区分	取扱い	控除額
短期損害保険料	廃止	なし
長期損害保険料	一定の契約 (注1)	最高 1万5千円
	上記以外	なし
地震保険料	新たに創設	最高 5万円

(注1)一定の契約とは、主に以下の要件を満たすもの  
 ・平成18年12月31日までに締結した契約  
 ・満期返戻金等があり、期間が10年以上の契約  
 ・平成19年1月1日以後に契約変更等していないもの

(注2)控除額は、長期損害保険料控除額と地震保険料控除額を合計して最高5万円が限度

## ■ 定率減税の廃止

従来までは、所得税額の20%（平成18年は10%に改正）を控除されていましたが、平成19年については**完全に廃止**となっています。

## ■ 所得税率の改正(4段階から6段階へ)

平成18年まで		平成19年より	
課税所得	税率	課税所得	税率
330万円以下	10%	195万円以下	5%
		195万円～ 330万円以下	10%
330万円～ 900万円以下	20%	330万円～ 695万円以下	20%
		695万円～ 900万円以下	23%
900万円～ 1800万円以下	30%	900万円～ 1800万円以下	33%
1800万円超	37%	1800万円超	40%

国から地方への税源移譲のため、所得税・住民税ともに税率が改正されましたが、両方を合わせた税負担は基本的に変わらないように設定されています。

## ■ 住宅ローン控除の改正

## (平成18年までに控除を受けている方)

年末調整事務は変わりませんが、**税源移譲により所得税から控除を受けられなくなる分**を、本人が現在住んでいる市区町村役場に「**住民税減額申請書**」を提出することで、住民税の減税が受けられます。

## (平成19年から控除を受ける方)

従来どおり、控除を受ける**初年度は年末調整では控除が受けられないため「確定申告」**が必要になります。

また、上記の住民税の減税は受けられませんが、初年度の確定申告の際に控除期間を従来の**10年間と15年間との有利選択が可能**です。

# 企業の新たな魅力づくり

## 第3回

日本だけではなく、ヨーロッパ、アメリカにおいても“強い企業・優秀な企業”は“人財力”が高いと言えます。

著者 株式会社 クラーク総研

### 社内外の関係者が理解できる戦略を描く

経営戦略を構築するにあたり、最初にお考え頂きたいのは、関係者にわかりやすい“戦略”を描くことです。

最終的に戦略を構築するのは（or判断するのは）経営トップですが、**戦略を実行に移すのは社員**であり、社外の関係者に協力を頂いて遂行するとも言えます。

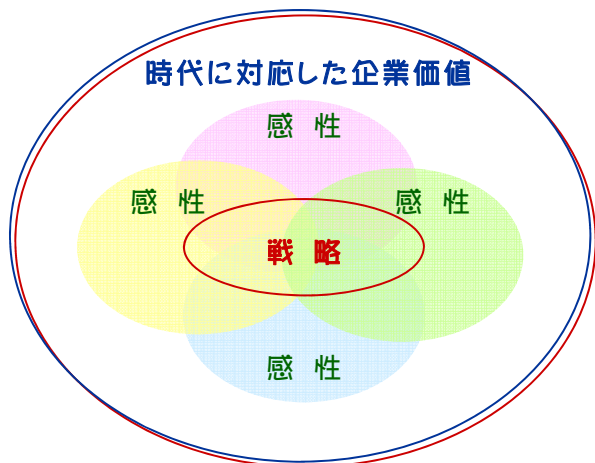
経営戦略は、**最も基本的なコミュニケーションツール**となりますので、社内のコミュニケーションが悪い企業は、戦略を見直すことが必要かもしれません。

### 「経営デザイン」を「戦略で色づけ」する

そこで、今注目されている戦略構築手法として、「**経営をデザイン**」することをお勧めします。

経営デザインとは、①社会の変化に対応する企業価値創造 ②企業ブランド・商品ブランドをどう描くか ③その販売手法をどう描くか（販促・ルート）④人的資産をどう描くか ⑤IT戦略は ⑥資金は・・・

これら「**戦略**」によって、「**経営デザイン**」が色づけされ、社内外の関係者が理解しやすい、「**感性で伝わる**」コミュニケーションツールになります。



### 企業の魅力を最大限に発揮する戦略構築

この世に完成された企業は1社もありません。

全ての企業は、完成を目指して絶えず努力しています。完成を目指して努力する姿が魅力と言えるのではないのでしょうか。

#### <企業の魅力ある戦略>

- 身の丈に合ったポジショニング
- 経営のオリジナリティー
- <オンリーワン経営>
- 若さとバイタリティー
- 「気迫・知恵・熱意・創意工夫」

3回にわたり、「企業の魅力づくり」について情報発信させて頂きました。“**勝ち残り・生き残り**”**為に魅力づくり**をしっかりとお考え頂きたいと思います。皆様の更なるご発展を祈念致します。 2007年10月吉日

#### <タイムリーな経営勉強会

クラーク ビレッジ  
~CLARKE VILLAGE~ 開催!>

経営の本質を学んで頂くにあたって、「タイムリーな情報を今のビジネスにどう活かすか」を、**実践主義のコンサルティング手法**で口述します。

- ◆ 日時：11月14日(水)13:30~15:30
- ◆ 会場：札幌証券取引所 5F  
(中央区南1条西5丁目)
- ◆ 対象者：経営層、事業責任者 等
- ◆ 料金：4,000円
- ◆ 締切り：11月12日(月)

詳細につきましては、クラーク総研HPまたは電話にてお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ先>

TEL:011-223-6776 担当:鈴木

<HPアドレス>

<http://www.clarke.co.jp>

クラーク総研

検索

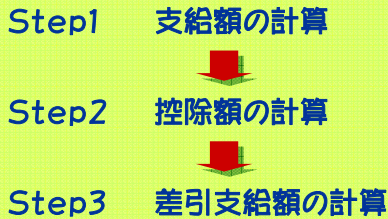
# 給与計算の実務

給与計算に不安を感じていませんか？

割増賃金の計算方法の間違いや、社会保険等の度重なる法改正により保険料率を変更していなかったりすると、従業員の方若しくは会社が不利益を被ることもあります。

間違いのない給与計算をするには、まず、給与計算の基礎的な知識を身につけることが必要です。

## 給与計算の流れ



今月は、Step1 支給額の計算 についてご案内いたします。

会社によって、支給する給与の項目はそれぞれ違います。基本給や家族手当、住宅手当等の毎月変動しない『**固定的賃金**』、**割増賃金**等の毎月変動する『**変動的賃金**』があります。

●『**固定的賃金**』については、昇給時期やそれぞれの手当の支給の要因となる事項が変更した際に注意が必要です。

たとえば、

- ・引越しによる通勤手当の変更
- ・お子様の誕生による家族手当の変更 等

●『**変動的賃金**』については、主に**割増賃金の計算**に注意しなくてはなりません。

## 割増賃金の計算方法

月給者の場合

### ① 割増賃金の基礎となる賃金を計算する。

割増賃金の計算の基礎となる賃金は、「**通常の労働時間または労働日の賃金**」とされています。しかし、労働基準法では、**割増賃金に算入しなくてもよい賃金**として、家族手当、通勤手当、住宅手当等の7種類の賃金を規定しています。しかし、この7種類の賃金に該当するかどうかは、名称にかかわらず『**実質**』によって取り扱うこととされています。たとえ「住宅手当」と称

していても、住宅に要する費用にかかわらず一律に定額で支給されている『**住宅手当**』の場合には、割増賃金の基礎となる賃金に**算入しなくてはなりません**。

### ② 1ヶ月の平均所定労働時間を計算する。

(365日－年間の所定休日数)

×1日の所定労働時間÷12ヶ月

### ③ 1時間あたりの賃金額を計算する。

割増賃金の基礎となる賃金

1ヶ月の平均所定労働時間

①

②

### ④ 上記の1時間あたりの賃金額に、割増率と時間外労働時間等に乗じる。

割増率は、

- ・時間外労働 125%
- ・深夜労働 25%
- ・休日労働 135%

たとえば、

- ・基本給 190,000円
- ・職務手当 15,000円
- ・通勤手当 8,400円 ※定期券代

この場合、通勤手当は割増賃金の基礎となる賃金に算入しないので、**205,000円** ①

- ・年間の所定休日数 119日
- ・1日の所定労働時間 8時間

上記計算式より、**164時間** ②

よって、1時間あたりの賃金額は

205,000円÷164時間 = **1,250円** ③

・時間外労働時間 6時間

1,250円×125%×6時間 = **9,375円** ④

と、なります。

次号では、Step 2、3の控除額および差引支給額の計算についてご案内いたします。



# 札幌信用金庫からのご案内

お問い合わせお申込は、**直接**下記札幌信用金庫店舗にお電話ください！

いざという時すぐ！

## 事業者カードローン アクティブ

商品のご案内	
お使いみち	運転資金、設備資金、その他事業性資金。
ご融資金額	50万円以上500万円まで(10万円単位)。
ご利用いただける方	原則として、業歴2年以上の法人、および確定申告を行っている個人事業主で、かつアイフル株式会社の保証を得られる方。
ご融資利率	年15.0%…保証料を含みます。
担保	不要です。
保証人	法人の場合は代表者の方。個人の場合は不要です。
必要書類	<法人>直近2年分の決算書及び商業登記簿謄本。 <個人>直近2年分の確定申告書。
ご返済方法	・ご利用残高に応じた約定返済 50万円以下……………1万円 50万円超100万円以下……………2万円 100万円超200万円以下……………3万円 200万円超300万円以下……………4万円 300万円超400万円以下……………6万円 400万円超500万円以下……………7万円 ・上記約定返済の他に、随時返済をすることができます。
ご契約期間	3年毎更新(継続審査)。
ご返済日	毎月10日(返済用口座より自動引落) ※ご利用の翌月10日が返済日となります。
定期審査	年に一度、決算書類の写しが必要となります。
手数料	初回の利用に限り、ローンカード発行手数料として1,260円(税込)をいただきます。

※審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

事業者カードローン「アクティブ」のお問合せは  
〒060-0062 札幌市中央区南2条西3丁目  
札幌信用金庫 営業プラザかけはし店まで  
Tel:011-241-2141

不動産活用のお手伝いは、さっしんのローンで！

## ビル・アパートローン 「ビル85」

キャンペーン金利  
お取扱い中！

3年固定金利型

5年固定金利型

※固定金利特約期間終了後の金利は変動金利となります。

商品のご案内	
お使いみち	賃貸用不動産の新築・増改築・購入・他行肩代り資金。 ※火災保険・設計料・登記料等の必要経費を含めることも可能。 ※物件所在地は、当金庫の営業区域に限ります。
ご利用いただける方	・満20歳以上、満65歳未満で、最終返済時の年齢が満75歳未満の個人。 ※連帯保証人(法定相続人)が上記条件を満たす場合も可能。 ・3年以上営業を続けている個人事業者または法人。
ご融資金額	2億円以内。
ご利用期間	35年以内。 ※構造や建築経過年数により融資期間が変わります。
担保	ご融資物件に原則として、第一順位の抵当権等を設定。
保証人	個人の場合～法定相続人を含む1名以上。 法人の場合～代表者を含む1名。
保証料	必要ありません。
事務手数料	52,500円(税込) ※(一部)繰上返済をする場合は、当庫所定の繰上返済手数料がかかります。 ※固定金利特約期間中の(一部)繰上返済については、繰上返済手数料とは別に違約金を申し受けます。

※審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。  
※キャンペーン金利適用には条件がございます。適用条件等商品に関する詳細は下記までお問い合わせ願います。

ビル・アパートローン「ビル85」のお問合せは  
〒060-0062 札幌市中央区南2条西3丁目  
札幌信用金庫 営業プラザぼくら店まで  
Tel:011-241-2155

### 編集後記

少し前に話題になったJTの広告がPCの壁紙として続々登場しています。身近なシチュエーションでのお作法を、おもしろおかしくつこいくらいに紹介してくれます。無料でダウンロードできますので、覗かれてみてはいかがでしょうか？(石倉)

たばこは大人の嗜好品。JT



9 どうしても辛抱できない場合だけ、スマートに手を上げること。

「大人たばこ養成講座」

【公式サイト】  
<http://www.otonatobacco.com/>

### 月刊グローバル 2007年11号

2007年10月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル  
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル  
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェンツ  
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー  
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417

FAX 011-221-5948

E-mail [info@dao.or.jp](mailto:info@dao.or.jp)

URL <http://www.dao.or.jp>

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。